

持続可能な製品のエコデザイン要件設定のための枠組みを確立し、指令 2009/125/EC を  
廃止する提案 欧州議会および理事会の規則  
エグゼクティブサマリー

## 背景と目的

この規制の主な目的は、製品へのネガティブなライフサイクル環境影響を低減し、域内市場の機能を改善することである。本規則はまた、持続可能な製品の供給と需要を高め、持続可能な生産を実現し、域内市場で販売される製品の公平な競争条件を確保するというEU産業政策にも貢献するものである。

この規則は、幅広い製品にエコデザインの考え方を適用し、広範な対象製品に要件を設定することにより、環境影響への対処を目指している。

従って本規則は、製品の耐久性、再利用可能性、アップグレード可能性、修復可能性、製品中の懸念物質、製品のエネルギーや資源効率、製品の再生含有物、製品の再製造、高品質リサイクル、製品のカーボンフットプリントや環境フットプリントなど、循環型経済行動計画 (Circular Economy Action Plan: CEAP) に記載されている持続可能性および循環性の側面に基づいてエコデザイン要件を設定するための枠組みを定めている。この規則は、経済成長、雇用創出および社会的共生を支えつつ、EU の気候、環境、エネルギーに関する全体的目標の達成に貢献するだろう。

## 既存の政策規定との整合性

本規則は、製品および新規要件の双方について、エコデザイン指令の範囲を拡大する予定である。したがって、法的明確性のために、エコデザイン指令を廃止すべきである。

この提案規則は範囲が広いので、対象製品に適用されている既存の法律との関連性や、既存の目標と関連している他のイニシアチブとの関連性を、可能な限り定義して、重複を防止して事業者や当局の管理上の負担を最小限に抑えることが必要となる。

法律の一般原則である「lex specialis derogat legi generali」(より具体的な規則がより一般的な規則に優先する) が適用される。この際のアプローチには 2 つあり、「製品に特化した法律」と「水平的側面に対処する法律」の両方によって網羅する。

「製品に特化した法律」とは、特定の製品または明確に定義された製品グループに焦点を当てた法律を指し、主に安全側面を規制する場合が多い(例えば、バッテリー、玩具、洗剤、包装)。

「水平的側面を規定する法律」とは、製品中の化学物質を管理し、化学物質と関連する権限を付与する REACH (Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals) 規則など、広範な製品の水平的側面に対処する又は対処しうる法律を指す。

原則として本規則は、既存の法律で網羅されていない製品に対して、又は法律がそれらの製品の持続可能性に十分に対処していない場合のみ適用される。さらに、本規則に基づく製品ごとの要件は、委任法令に含まれるため、規範の階層性の原則に従って、指令や規制など議会制定法によって定められている要件に取って代わることはできない(ただし、より具体的であることは可能である)。

## その他の欧州連合政策との整合性

本規則は、いくつかの欧州連合政策に基づいている。このイニシアチブの基盤は、欧州グリーンディールである。欧州グリーンディールは、2050年に温室効果ガスの正味排出量をゼロとし、経済成長が資源利用から切り離され、近代的で資源効率の高い、競争力のある経済を伴う公正かつ豊かな社会へとEUを変換する成長戦略である。

欧州委員会は欧州グリーンディールとともに、2020年3月に新たな「欧州産業戦略」と「循環経済行動計画(CEAP)」を併せて発表した。

「欧州産業戦略」は、クライメート・ニュートラルおよびデジタル・リーダーシップへの「ツイン・トランジション」を促進するためのEUの包括的な野心を示している。これは、欧州の産業界が、使用する炭素や材料のフットプリントを削減し、経済全体に循環性を組み込むことによって、この分野で主導的な役割を果たさなければならないことを強調している欧州グリーンディールにも呼応するものである。

持続可能な製品政策枠組みは互いに相乗効果を発揮するが、本規則は主に、製品をクライメート・ニュートラル、資源効率のおよび循環型の経済に適合させ、廃棄物を削減し、持続可能性におけるフロントランナーのパフォーマンスが徐々に標準となるようにすることを目的とする。持続可能な製品設計に基づいて策定された対策に焦点を当てている。CEAPは特に、EU域内および域外において、クライメート・ニュートラルで持続可能な製品を目指す市場の発展を促進することを目的としている。CEAPで発表されているように、この立法イニシアチブの中核は、エコデザイン指令の範囲をエネルギー関連製品以外にも拡大し、可能な限り幅広い製品を網羅し、循環型経済の実現に貢献することである。

提案の具体的な内容を以下に示す。

第1条は、本規則の主題事項、すなわち、エコデザイン要件を設定し、デジタル製品パスポートを作成し、売れ残り消費者製品の破壊を禁止するための枠組みを規定している。

第2条は、本規則の目的のために必要な定義を定めている。

第3条は、本規則に従って採択された委任法令に従う製品の自由な移動に関する一般原則を定めている。

第4条は、エコデザイン要件、適合性評価手順と関連する要件、エネルギー消費量やその他のパラメータに関する性能の測定に関する要件等その他、加盟国のインセンティブ及び公的調達基準に関する要件を定めることにより、本規則を補足する委任法令を採択するための欧州委員会の権限を定めている。

第5条は、エコデザイン要件の採択に関する一般的な枠組み、第6条は性能要件に関する詳細を提示している。

第7条は、情報要件に焦点を当てている。

第8条は、デジタル製品パスポートと関連する情報要件として欧州委員会が規定する必要がある要素を定めている。

第9条から第11条は、製品パスポートを実施するために必要な規定を定めている。

第12条は、製品パスポートに含まれる情報を保存するレジストリを設定しており、欧州委員会が、どの情報をアップロードする必要があるかを指定できるようにしている。

第13条は、製品パスポートに関して税関当局が何を求めているか、また、税関当局が自

体の業務を円滑化するためにどのような情報にアクセスすべきかを具体化する規定を含んでいる。

第 14 条、第 15 条はラベル表示に関して定めている。

第 16 条は、欧州委員会が、少なくとも 3 年間で有効な、製品の優先順位付けの基準を示す作業計画を採択することを規定している。

第 17 条は、エコデザインフォーラム設立、第 18 条は、自主規制措置に関するものである。

第 19 条は、本規則及び将来の委任法令の一般的実施において中小企業を支援するために加盟国及び欧州委員会が講じるべき多くの措置を定めている。

第 20 条は売れ残り消費財を廃棄する事業者に対して、透明性の一般的義務を定めている。

第 21 条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条は、製造業者、認定代理人、輸入業者及び流通業者の義務を規定している。

第 25 条は、特にラベルの表示と、(オンライン)遠隔販売の場合を含む製品パスポートへのアクセスに関するディーラー(一般的には小売業者または販売業者)の義務を定めている。第 26 条は事業者が遵守しなければならない義務、第 27 条は、フルフィルメント・サービス・プロバイダーの義務、第 28 条は、製造業者の義務が輸入業者および流通業者に適用される 2 つの事例を規定している。

第 29 条は、特に市場監視当局との協力に関する、オンライン市場及びオンライン検索エンジンの義務を規定している。

第 30 条は、将来の委任法令が、事業者に対して、要請を受けなくても技術文書をデジタル的に入手可能にすることを義務付ける可能性を規定している。

第 31 条は、該当する場合において、製品が使用中に消費したエネルギーまたは他の関連パラメータに関する性能を測定し、そのようなデータをエンドユーザーが利用できるようにしなければならないと規定している。

第 32 条～40 条は製品の適合性を評価する方法に関する標準的な規定である。

第 41 条～第 56 条は、適合性評価機関の届出に関するものである。

第 57 条は、加盟国が製品に報いるインセンティブを採用する場合、それらのインセンティブは、原則として、最も利用人口の多い 2 つの性能クラスを対象とすべきであること又は EU エコラベルを表示している製品を対象とすべきであることを規定している。

第 58 条は、グリーンな公共調達に関するものである。

第 59 条～第 62 条は市場監視に関するものである。第 63 条～第 65 条はセーフガード手順に関するものである。

第 68 条は罰則、第 69 条は採択から 8 年後の本規則の評価の実施、第 70 条は廃止および移行規定といった最終規定に関することを示している。